

税務相談室

遺産分割 (2)

税理士
坂西 史也



ハッピーハウス税務相談室
電話 092(915)7030

長い人生の中でも遺産分割協議に臨むことは滅多にありません。遺産分割の事例の中で私なりに感じた留意点を紹介いたします。

(前回のまとめ)

遺産分割協議は、相続人全員で行う。相続税の申告や相続登記の際に遺産分割協議書が必要になる。

◆相続税の申告が必要かどうか

相続税の申告が必要になるのは、相続人全員が取得した財産の合計額が、基礎控除の額を超えた場合です。

(基礎控除の額) 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

ここで注意していただきたいことは、申告の義務はあっても、必ずしも納税義務が発生するわけではないことです。

相続税では、納税者の置かれた環境に配慮して各種の負担軽減措置を設けていますが、どの特例をどこまで使うかは納税者の選択に任されています。そこで「自分はこの特例をこう使ったので税金は

こうなりました。」というメッセージを当局に知らせる必要があります。申告書の提出はそのためのものなのです。

◆遺産分割のやり方で税金は大きく変わる

前節で述べたとおり、相続税は各種の負担軽減措置を設けており、誰が何を相続したかによって税負担は大きく違ってきます。

例えば、配偶者・未成年者・身体障碍者が取得した財産、あるいは、事業承継者が取得した事業用宅地や、同居していた相続人が取得した居住用宅地については大幅な減免措置が設けられているので、遺産分割の際には税金の面を視野に入れた分け方を心がけることも大切だと思えます。詳細は相談室にお尋ねください。



住まいと相続

相続問題は誰にでも起こり得る ①

～トラブルを避けるポイント～

「相続でもめるなんて資産家にしか関係ない」と思っている人も、人ごとではないかも。ファイナンシャルプランナー土井さんによる相続トラブルを避ける為のポイント解説です。



1級ファイナンシャルプランニング技能士 土井 健司さん

「相続トラブル？うちは大した資産もないから関係ないよ。」と考える人は多いのではないのでしょうか？

しかし、いざ相続になった時にもめて、トラブルに発展する可能性はどの家庭にもあります。

最近では、身内同士の骨肉の争いを、相続になぞらえて「争族」と呼ぶことがあります。どんな時に「相続」が「争族」に変わるのか？いくつか例を挙げてみましょう。

多くの家庭で現実に起こっていること、それは、お葬式後の遺産分けの時。「どこに通帳があるか分からない！」「権利証が無くなっている？」「タンス預金や銀行預金や不動産の権利証など、どこに保管してあるか分からず戸惑うケースが非常に多いです。

また、「親が友人の債務の連帯保証人になっていた！」ということが死後に分かり、思わぬ債

務が発覚することがあります。

さらに注意が必要なのは、相続人が複数いて、主な遺産は実家1軒だけなど、分割が難しい場合です。「うちは兄弟姉妹は仲が良いから大丈夫。」と親が考えているとしたら、少々甘いかもしれません。資産が多い少ないは関係なく、もめる時はもめるのです。

この対策としては、代償分割の準備をしておき、親の遺志を遺言に記しておくのがベストですが、少々ハードルが高いのが実情です。

そこでまず手始めに、資産や債務、相続人の整理をするために「エンディングノート」を使い、相続のことを考えるきっかけ作りをしてみてください。

次回は、相続でもめないための「エンディングノート活用法」をお伝えしたいと思います。

ご相談は、最寄りのハッピーハウス店舗または営業企画課にお気軽にどうぞ。